

民間スポーツ振興費等補助金（日本スポーツ協会補助、日本オリンピック委員会補助、日本武道館補助、日本障がい者スポーツ協会補助、大学スポーツ協会補助及び全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助）及び政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金（日本スポーツ協会補助）交付要綱

昭和53年5月31日
文部事務次官裁定
昭和61年4月4日一部改正
昭和63年4月4日一部改正
平成2年6月8日一部改正
平成3年4月12日一部改正
平成4年4月10日一部改正
平成5年4月1日一部改正
平成7年4月1日一部改正
平成9年4月1日一部改正
平成10年4月8日一部改正
平成11年1月6日一部改正
平成12年3月24日一部改正
平成13年1月6日一部改正
平成13年4月1日一部改正
平成14年4月1日一部改正
平成15年3月27日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成23年8月24日一部改正
平成24年4月19日一部改正
平成25年3月29日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成27年2月27日一部改正
平成27年11月11日一部改正
平成28年3月9日一部改正
平成29年3月2日一部改正
平成30年2月16日一部改正
平成31年3月29日一部改正
令和2年3月31日一部改正
令和2年5月14日一部改正
令和2年8月11日一部改正

（通則）

第1条 民間スポーツ振興費等補助金（日本スポーツ協会補助、日本オリンピック委員会補助、日本武道館補助、日本障がい者スポーツ協会補助、大学スポーツ協会補助及び全

国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助)及び政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金(日本スポーツ協会補助)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第33条第3項の規定に基づき、スポーツ団体等が行う事業に対して、団体の自主性を尊重しつつ、当該事業に要する経費の一部を補助し、我が国のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)及び補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)並びに補助金の額は、別記1及び別記2に定めるとおりとする。

(不交付の措置)

第4条 スポーツ庁長官(以下「長官」という。)は、第17条の規定により交付決定が取り消された補助事業者に対し、当該交付決定取消事業に係る補助金の返還命令があった翌年度以降5年以内の間で当該違反内容等を勘案して相当と認められる期間、補助事業の全部又は一部について、補助金を交付しないものとする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1による交付申請書を長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たっては、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

3 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 長官は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、審査の上、交付決定を行い、交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書がスポーツ庁に到着

してから30日とする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を長官に提出しなければならない。

(契約等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さねばならない。ただし、補助事業の運営上一般の競争に付すことが困難又は不適當であるときは、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第2による変更承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の10%以内の変更又は配分された補助対象経費の各科目の30%以内の変更いずれかに該当する場合はこの限りではない。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない事業内容の変更はこの限りではない。

2 長官は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第3による申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第4による事故報告書を長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について長官から報告を求められたときは、速やかに様式第5による状況報告書を長官に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）はその日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を長官に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限について長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 長官は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知する。
- 2 長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
 - 3 長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別紙様式第7）を長官に提出しなければならない。
- 2 長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

- 第16条 補助金の支払は、原則として第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書（別紙様式8）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第17条 長官は、第10条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令及びこの要綱又は適正化法、施行令若しくはこの要綱に基づく長官の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 長官は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合

で計算した加算金の納付を合わせて命ずる。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助対象経費により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 長官は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第19条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、文部科学大臣（以下「大臣」という。）が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようするときは、財産処分申請書（様式第9）を長官に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5か年間保管しておかななければならない。

附則

- 1 この交付要綱は、平成24年4月19日から施行する。
- 2 別記2の（注2）については、平成24年4月19日よりも前に交付決定が行われた事業については、適用しない。

附則

- 1 この交付要綱は、平成25年3月29日から施行する。
- 2 第4条については、平成25年3月29日よりも前に交付決定が行われた事業については、適用しない。

附則

この交付要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則（改正 平成27年2月27日）

この交付要綱は、平成27年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成26年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 平成27年11月11日）

この交付要綱は平成 27 年 11 月 11 日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附則（改正 平成 28 年 3 月 9 日）

この交付要綱は、平成 28 年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成 27 年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 平成 29 年 3 月 2 日）

この交付要綱は、平成 29 年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成 28 年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 平成 30 年 2 月 16 日）

この交付要綱は、平成 30 年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成 29 年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 平成 31 年 3 月 29 日）

この交付要綱は、平成 31 年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成 30 年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 令和 2 年 3 月 31 日）

この交付要綱は、令和 2 年度以降に交付を決定する補助金から適用し、令和元年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 令和 2 年 5 月 14 日）

この交付要綱は、令和 2 年度補正予算（第 1 号）以降の予算に係る補助金の交付から適用し、令和 2 年度当初予算以前の予算に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 令和 2 年 8 月 11 日）

この交付要綱は、令和 2 年度補正予算（第 2 号）以降の予算に係る補助金の交付から適用し、令和 2 年度補正予算（第 1 号）以前の予算に係る補助金は、なお従前の例による。

(案の1)

(別記1)

補助事業者名	補助事業名	補助金の額
公益財団法人 日本スポーツ協会	スポーツ指導者養成事業	定額
	アジア地区スポーツ交流事業	
	日・韓・中ジュニア交流競技会、日・韓スポーツ交流事業、 日・中スポーツ交流事業、地域交流推進事業	
	海外青少年スポーツ交流事業 子供の運動不足解消のための運動機会創出プラン事業	
公益財団法人 日本オリンピック委員会	選手強化事業	定額
	強化合宿事業 海外強化合宿、国内強化合宿	
	コーチ力強化事業 専任コーチ設置、海外優秀コーチ設置、コーチ派遣、 強化スタッフ会議	
	スポーツ国際交流事業 チーム派遣・招待、日韓競技力向上スポーツ交流事業、 オリンピック競技大会安全対策等事業、国際審判員等養成プログラム	
	国際交流事業 オリンピック競技大会、ユースオリンピック競技大会、 ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会、東アジア 競技大会への選手団派遣事業	
公益財団法人 日本武道館	古武道保存事業	定額
	青少年武道錬成大会開催事業	
	武道指導者講習会	
	武道国際交流事業	
公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	障害者スポーツ振興事業 連絡協議会開催事業、情報収集・提供事業、調査研究事業、 普及・啓発事業、活動推進費、障害者スポーツ地域振興事業、 障害者スポーツ人材養成研修事業、 障害者スポーツイベントの再開支援(※)	定額
	総合国際競技大会派遣等事業 パラリンピック競技大会、アジアパラ競技大会、アジアユースパ ラ競技大会、デフリンピック競技大会、アジア太平洋ろう者競技 大会、スペシャルオリンピックス大会への選手団派遣、強化合 宿	
	競技力向上推進事業 指定強化選手・競技団体国内外強化活動費助成事業、 海外コーチ招聘事業、強化推進委員会活動事業、 指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業	
一般社団法人 大学スポーツ協会	安全安心・医科学活動事業	定額
	学業充実活動事業	
全国規模のスポーツリーグ又は 大会の主催団体	新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※1)	1/2
	継続的な集客等のための広報事業(※1)	
	施設の確保事業(※2)	
	選手等の非感染状態確認事業(※2)	

※1 令和2年度補正予算(第1号)及び令和2年度補正予算(第2号)限りの事業とする

※2 令和2年度補正予算(第2号)限りの事業とする

(別記2)

民間スポーツ振興費等補助金

補助事業者名	補助事業名	補助対象経費																				
		諸謝金	講師等	旅費	役員	借損料	備品費	器具・用具に限定する費用	消耗品費	印刷製本費	通信運搬費	賃金	渡航費	滞在費	会議費	雑役務費	職員俸給	諸料雇用主・社会保険含む	光熱水料	保険料	委託料	
公益財団法人 日本スポーツ協会	スポーツ指導者養成事業	○	○	○	○																	
	アジア地区スポーツ交流事業																					
	日・韓・中ジュニア交流競技会																					
	(派遣)																					
	(招待する場合開催費)	○	○	○	○																	
	日・韓スポーツ交流事業																					
	(派遣)																					
(招待する場合開催費)	○	○	○	○																		
日・中スポーツ交流事業																						
(派遣)																						
(招待する場合開催費)	○	○	○	○																		
地域交流推進事業																						
(派遣)																						
(招待する場合開催費)	○	○	○	○																		
子供の運動不足解消のための運動機会創出プラン事業	○	○	○	○																		
公益財団法人 日本オリンピック委員会	選手強化事業	○	○	○	○																	
	国際交流事業																					
	別記1の海外派遣事業	○																				
別記1の国内派遣事業																						
公益財団法人 日本武道館	古武道保存事業	○	○	○	○																	
	青少年武道錬成大会開催事業	○	○	○	○																	
	武道指導者講習会	○	○	○																		
	武道国際交流事業	○	○	○																		
公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	障害者スポーツ振興事業 (うち、障害者スポーツイベントの再開支援(※))	○	○	○	○																	
	総合国際競技大会派遣等事業																					
	別記1の海外派遣、強化合宿																					
	別記1の国内派遣、強化合宿																					
競技力向上推進事業	○	○	○	○																		
一般社団法人 大学スポーツ協会	安全安心・医科学活動事業	○	○	○	○																	
	学業充実活動事業	○	○	○	○																	
全国規模のスポーツリーグ 又は大会の主催団体	新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※)	○	○	○	○																	
	継続的な集客等のための広報事業(※)	○	○	○	○																	
	施設の確保事業																					
	選手等の非感染状態確認事業(※)	○	○	○	○																	

(注1) 補助対象事業は、○印を付した経費のうち、事業を実施するために直接必要な経費とする。

(注2) 公益財団法人日本オリンピック委員会(以下、「JOC」という。)が実施する選手強化事業のうち、専任コーチ等設置事業の執行に当たっては、専任コーチ等の設置を希望する団体が、当該専任コーチ等からの寄付(配偶者等を通じた寄付を含む。)により事業の趣旨を著しく逸脱することがないよう、当該団体の財政状況を把握するため、スポーツ庁はJOCに対し、必要な書類の提出を求めることができる。

政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金

補助事業者名	補助事業名	補助対象経費																				
		諸謝金	講師等	旅費	役員	借損料	備品費	器具・用具に限定する費用	消耗品費	印刷製本費	通信運搬費	賃金	渡航費	滞在費	会議費	雑役務費						
公益財団法人 日本スポーツ協会	海外青少年スポーツ交流事業	○	○	○	○																	

(注) 補助対象事業は、○印を付した経費のうち、事業を実施するために直接必要な経費とする。

第 年 月 日 号

スポーツ庁長官 殿

申請者氏名 (記名押印又は署名)

年度 ○ ○ ○ ○ 補助金交付申請書

年度 ○ ○ ○ ○ 補助金として、下記金額を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円

※ 1
(内 訳)

補 助 事 業 名	金 額
○ ○ ○ 事 業	円
○ ○ ○ 事 業	
~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~
○ ○ ○ 事 業	
計	

(添付書類)

- (1) 事業の目的及び内容の概略を記載した書類
- (2) 事業実施計画書 ※ 2
- (3) 経費の配分表 (別紙 1)
- (4) 事業収支予算書 (別紙 2)
- (5) 事業の実施に当たり、当該団体で定めた事業実施要項又は開催要項
- (6) 当該団体の規約 (寄付行為等)、組織機構図及び役員名簿
- (7) 当該団体の全体の事業計画及び収支予算書
- (8) その他参考資料

— 各補助事業ごとに別葉とする。

(記載要領等)

※ 1 …… 補助事業ごとの国庫補助金額及びその合計額を記入すること。

※ 2 …… 補助事業の開始及び終了予定年月日並びに補助事業を実施するに当たっての方法、年度別計画、及び事業の具体的内容等を記載したものとする。

(別紙1)

〇〇事業経費の配分表

区分 科目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
	円	円	円

(注) 各科目(諸謝金、旅費等)ごとに整理のうえ記入のこと。

(以下同じ。)

(別紙2)

〇〇事業収支予算書

収 入

科 目	金 額	備 考
	円	

支 出

科 目	補 助 事 業 に 要 する 経 費	補 助 対 象 経 費		補 助 対 象 外 経 費	
		金 額	積 算 内 訳	金 額	積 算 内 訳
	円	円		円	

第 号
年 月 日

スポーツ庁長官 殿

申請者氏名 (記名押印又は署名)

年度 ○ ○ ○ ○ 補助金に
係る計画変更承認申請書

年 月 日付け○○受ス庁第 号で交付決定を受けた標記補助金
については、下記のとおり計画変更したいので、承認してくださるよう申請します。

記

補助事業名	理由 (具体的に記入すること)	内容 (当初計画と対比して 記入すること)
○○○事業		
○○○事業		
~~~~~		
~~~~~		
○○○事業		

(添付書類)

- 1. 経費の配分表 (別紙 1)
 - 2. 収支予算書 (別紙 2)
- 各補助事業ごとに別葉とする。

(別紙1)

〇〇事業経費の配分表

区分 科目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
	円	円	円

(注) 変更後を下段、変更前を()書きで二段書きすること。

(別紙2)

〇〇事業収支予算書

収 入

科 目	既定予算額	流用等増△減額	変更予算額	備 考
	円	円	円	

支 出

科 目	補助事業に要する経費			補助対象経費			補助対象外経費		
	既定 予算額	流用等 増△減額	変 更 予算額	既定額	変更額	積算内訳	既定額	変更額	積算内訳
	円	円	円	円	円		円	円	

(注) 「積算内訳」欄は、変更後を下段、変更前を()書きで二段書きすること。

第 年 月 日 号

スポーツ庁長官 殿

申請者氏名 (記名押印又は署名)

年度 ○ ○ ○ ○ 補助金に
係る事業の中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け○○受ス庁第 号で交付決定を受けた標記補助金
については、下記のとおり事業を中止 (廃止) したいので、承認してくださる
よう申請します。

記

補助事業名	理 由	国庫補助金交付決定額
○○○事業		
○○○事業		
~~~~~		
~~~~~		
○○○事業		

様式第 4

第 年 月 日 号

スポーツ庁長官 殿

申請者氏名 (記名押印又は署名)

年度 ○ ○ ○ ○ 補助金に
係る事業の事故報告書

年 月 日付け○○受ス庁第 号で交付決定を受けた標記補助金
について、下記のとおり補助事業が遅延し、補助事業の遂行が困難となりましたの
で報告します。

記

補助事業名	理 由
○○○事業	
○○○事業	
~~~~~	~~~~~
○○○事業	

第 年 月 日 号

スポーツ庁長官 殿

申請者氏名 (記名押印又は署名)

年度 ○ ○ ○ ○ 補助金に係る  
事業実施状況報告書 (第○-四半期分)

年 月 日付け○○受ス庁第 号で交付決定を受けた標記補助金に  
ついて、下記のとおり報告します。

記

補助事業名	開始年月日	終了予定年月日	総事業費(A)	第○-四半期まで の支出済み額(B)	百分比 (B/A)
			円	円	%
○○○事業					
○○○事業					
~~~~~					
~~~~~					
○○○事業					

スポーツ庁長官 殿

申請者氏名 (記名押印又は署名)

年度 ○ ○ ○ ○ 補助金に  
係る事業実績報告書

年 月 日付け○○受ス庁第 号で交付決定を受けた標記補助金  
について、事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

補	助	事	業	名
○	○	○	○	事 業
○	○	○	○	事 業
~~~~~				
~~~~~				
○	○	○	○	事 業

(添付書類)

- 1. 事業実施報告書 (事業の内容、実施経過の詳細及び成果を記載すること。)
- 2. 経費の配分表 (別紙1)
- 3. 収支計算書 (別紙2)
- 4. 選手強化事業の報告 (別紙3) (日本オリンピック委員会及び日本障がい者スポーツ協会のみ添付)

各補助事業ごとに  
別葉とする。

(別紙1)

○○事業経費の配分表

区分 科目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
	円	円	円

(別紙2)

〇 〇 事 業 収 支 計 算 書

収入の部

科 目	予 算 額			収 入 額			備 考
	既定予算額	追加更正増△減額	計	収入済額	収入未済額	計	
	円	円	円	円	円	円	

(注) 「収入未済額」の欄には、収入が確定している額を記載すること。

支出の部

科 目	予 算 額			支 出 額			支 出 明 細			
	既定予算額	追加更正増△減額	計	支出済額	支出未済額	計	補助対象経費		補助対象外経費	
							金 額	積算内訳	金 額	内 訳
	円	円	円	円	円	円	円	円		

(注) 「支出未済額」の欄には、債務が確定している額を記載すること。

(別紙 3)

## 選手強化事業の報告

本会加盟競技団体に委託して実施した平成〇〇年度選手強化事業（国庫補助事業）の報告については、以下の点について本会として精査を行ったものである。

- ①帳簿及び領収書等による適正な経理の確認
- ②本事業と連続して、あるいはその一部又は全部が重複して行われた他の事業がある場合における適正な区分経理の確認

スポーツ庁長官 殿

申請者氏名 (記名押印又は署名)

年度 ○ ○ ○ ○ 補助金に係る  
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け○○受ス庁第 号で交付決定を受けた標記補助金に  
ついて、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額 (交付要綱第○条による額の確定額)

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額 (3 - 2)

円

(注)

別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

年 月 日

補助金支払請求書

官署支出官

文部科学省大臣官房会計課長 殿

名 称

代表者役職名

代表者氏名

印

下記のとおり、請求します。

記

補助金等名	
交付決定額 (金額を変更した場合は変更後の金額を記載)	円
請求額	円

# 記入例

年 月 日

## 補助金支払請求書

和暦でも西暦でも可

官署支出官

文部科学省大臣官房会計課長 殿

住所の記入は不要

名 称

代表者役職名

代表者氏名

印

下記のとおり、請求します。

記

テーマやプログラム名  
などの詳細は記入不要

補助金等名	
交付決定額 (金額を変更した場合は変更後の金額を記載)	円
請求額	円

金額は千円単位ではなく  
円単位で記入。

様式第9

第 号  
年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者等名 印

〇〇〇〇〇〇〇補助金により取得した△△△△に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

*間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類 (該当するものに○)

( 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分 (抵当権の設定) )

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)					
円					

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合(承認基準の第3(国庫納付に関する承認基準)の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)

2 地方公共団体以外の者 (1)→( ① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③ )

## 5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画（担保に供する処分の場合）
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1)「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。

(2)⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3)「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処분을承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1)当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2)間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。

(3)補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

様式第 10

第 号  
年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者等名 印

〇〇〇〇〇〇補助金により取得した△△△△に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に基づき（*）、次の処分について報告します。

* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第 7 条第 3 項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類 ( 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 )

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目 (番号を○で囲む。)

・ 地方公共団体 → (1)① (1)② (2)

・ 地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・ 当該補助対象財産の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・ 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1)「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。

(2)⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3)「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1)当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2)間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分報告書の写しを添付すること。

(3)補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。